

○国土交通省令第七号

船員法(昭和二十二年法律第百号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

(船員法施行規則の一部改正)

第一条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第二十九条 (略)

一・二 (略)

三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル)の単独、無帽、かつ、正面のもので台紙に貼らないもの 二葉

②⑦ (略)

⑧ 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。

(水先法施行規則の一部改正)

第二条 水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(免許の申請)

第一条の二 水先人の免許を受けようとする者は、第二号様式による申請書に写真(単独、上半身、脱帽、正面で申請前六月以内に撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。)二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

改正前

第二十九条 (略)

一・二 (略)

三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートル)の単独、無帽、かつ、正面上半身のもので台紙にはらないもの 二葉

②⑦ (略)

⑧ 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。

改正前

(免許の申請)

第一条の二 水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真(単独、上半身、脱帽、正面で申請前六箇月以内に撮影した名刺形台紙なしのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。)二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

（測量法施行規則の一部改正）

第三条 測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第十の二（第十条関係）

別表第十の二（第十条関係）

(裏面)

9センチメートル

令和 測量士試験写真票 測量士補		(略)	
受験地	×受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別	
本籍	現住所	男	年月日生
		女	年月日生
本籍		道府県	道府県
ふりがな		道府県	
現住所		道府県	
令和	年	月	日撮影
(写真物)		受験区分	測量士補
(切り離してはいけません)			

- ・申込前6月以内撮影
- ・脱帽・正面向
- ・縦4.5cm×横3.5cm
- ・本人と撮影できるもの
- ・裏全面にのりをつけること
- ・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。

(略)

(裏面)

(裏面)

9センチメートル

令和 測量士試験写真票 測量士補		(略)	
受験地	×受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別	
本籍	現住所	男	年月日生
		女	年月日生
本籍		道府県	道府県
ふりがな		道府県	
現住所		道府県	
令和	年	月	日撮影
(写真物)		受験区分	測量士補
(切り離してはいけません)			

- ・申込前6ヶ月以内撮影
- ・脱帽・上半身・正面向
- ・縦6cm×横4.5cm
- ・本人と確認できるもの
- ・受験写真として適当なもの
- ・裏全面にのりをつけること
- ・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。

(略)

(裏面)

(通訳案内士法施行規則の一部改正)  
 第四条 通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸令第二十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改める。

改正後

改正前

(登録の申請)  
 第十六条 (略)

(登録の申請)  
 第十六条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

一〜三 (略)

四 写真(最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十條第一項において同じ。)二葉

四 写真(最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十條第一項において同じ。)二葉

五 (略)

五 (略)

3 (略)

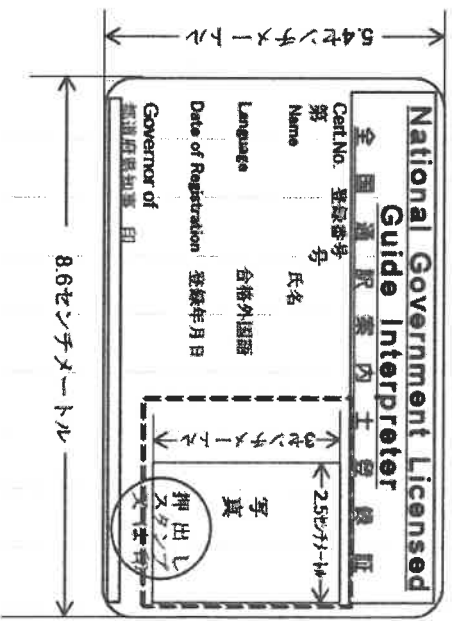
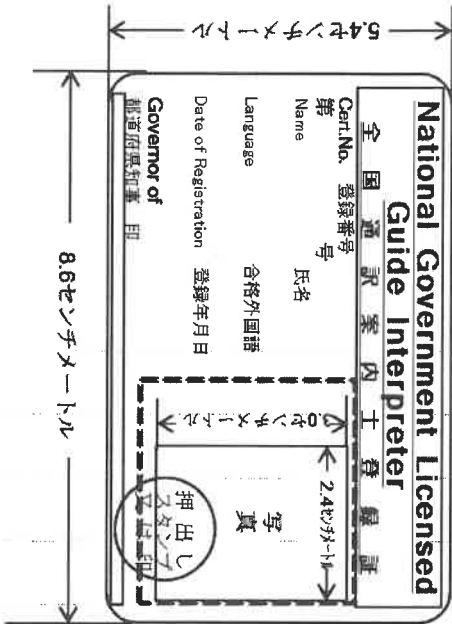
3 (略)

第五号様式(第十八条関係)

第五号様式(第十八条関係)

(表面)

(表面)

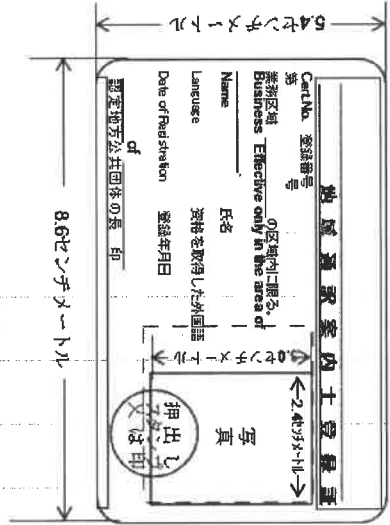


(裏面)  
(略)

(裏面)  
(略)

第十二号様式 (第三十七条関係)

(表面)

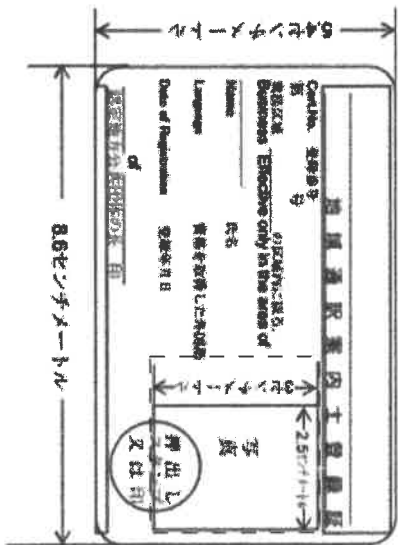


(注) 表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

(裏面) (略)

第十二号様式 (第三十七条関係)

(表面)



(注) 表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

(裏面) (略)

(建築士法施行規則の一部改正)

第五条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真をその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「一級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第一条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真をその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「一級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。</p>

(受験申込書)

第十五条 一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

- 二 申請前六月以内に、脱帽して正面から撮影した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの

2 (略)

(建築基準法施行規則の一部改正)

第六条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(建築基準適合判定資格者検定の受検申込書)

第一条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

改正前

(建築基準適合判定資格者検定の受検申込書)

第一条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(海事代理士試験規程の一部改正)

第七条 海事代理士試験規程（昭和二十六年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第四条 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に備え付けてある受験願書に受験希望地その他の所要事項を記入し、これに出願前

六月以内に撮影した写真（脱帽上半身のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて、受験希望地を管轄する地方運輸局の長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。ただし、第一条第三項の規定により筆記試験の免除を受けようとする者は、地方運輸局長を経由しないで国土交通大臣に提出するものとする。

2・3 (略)

改正前

第四条 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に備え付けてある受験願書に受験希望地その他の所要事項を記入し、これに出願前

六月以内に撮影した名刺型写真（脱帽上半身のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて、受験希望地を管轄する地方運輸局の長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。ただし、第一条第三項の規定により筆記試験の免除を受けようとする者は、地方運輸局長の長を経由しないで国土交通大臣に提出するものとする。

2・3 (略)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正)  
 第八条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十号)の一部を次のように改正する。  
 第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)

(表)

93ミリメートル		102ミリメートル	
210ミリメートル		297ミリメートル	
		102ミリメートル	
海 技 免 状 CERTIFICATE OF COMPETENCY 日 本 国 政 府 THE GOVERNMENT OF JAPAN 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年 法律第149号)第7条第1項の規定により 交付する。 This Certificate is issued in accordance with the provision of paragraph 1, Article 7 of the Law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951. 国 土 交 通 大 臣 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 印			



第7号様式 (第9条の5、第9条の8、第37条、第80条、第85条関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

海技士身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること。)		性 別
		男 女
出 生 年 月 日	更新をし、又は再交付を受けようとする海技免状に係る資格 又は受けようとする試験の種別	
年 月 日		
現 住 所		

(写 真)

次のような写真を貼り付けること。

- 縦30mm  
横24mm
- 申請日前6月以内撮影
- 無帽、正面上三分身

第七号様式を次のように改める。

(指定医師記入)

1. 視 力

裸 眼 視 力 (矯 正 視 力)	左 ( )	右 ( )	両眼 ( )
----------------------	-------	-------	--------

2. 色 覚

正 常	パネルD-15 ( Pass ・ Fail )	そ の 他 ( )
-----	-------------------------	-----------

3. 聴 力

5 m の 話 声 語 の 弁 別	可 不可
-------------------	------

4. 疾 病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	勤務への支障
有 無		有 無

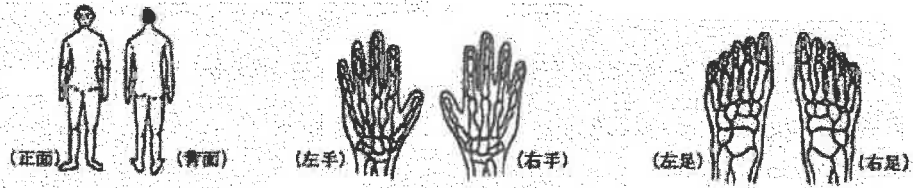
5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	
握 力 (手指に障害のある者の場合のみ記入)	
左	kg
右	kg



(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)  
 切断部位は——、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能に障害のある者の場合のみ記入)

①関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない


②障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

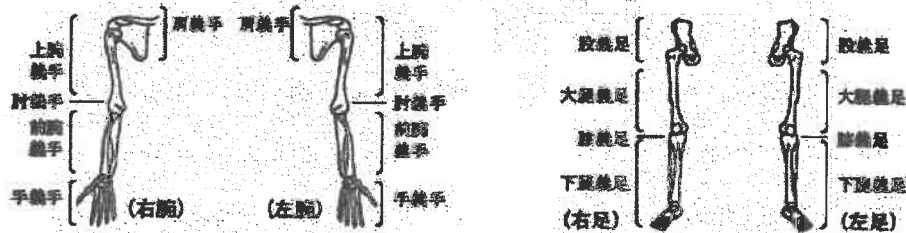
手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

③運動機能障害の程度 (膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入)

一般歩行	できる	できない
低重心歩行	できる	できない
跳 躍	できる	できない

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を  により図示すること。

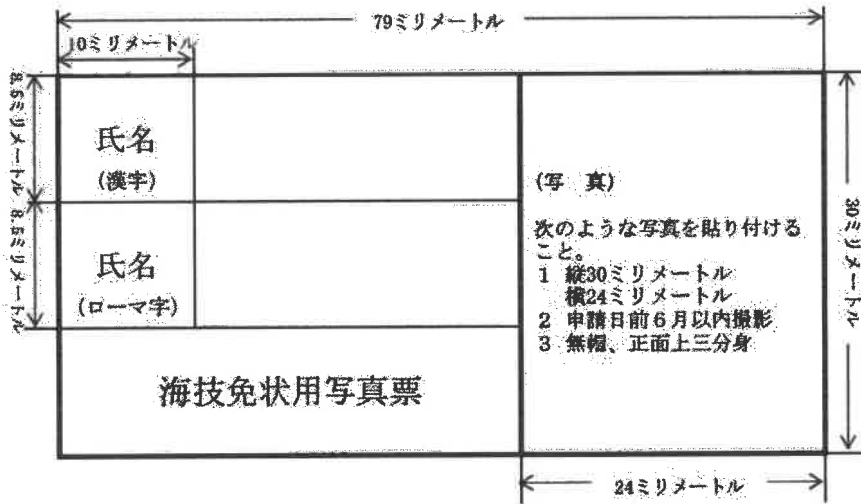


6. 指定医師所見 (受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第 9 の検査項目について 年 月 日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

指定医師の氏名  
 医療機関の名称、所在地及び連絡先

第9号様式 (第11条関係)



第九号様式を次のように改める。

備考

用紙は日本産業規格乙1583「印刷用粘着用紙」とする。

第15号様式の2（第65条の2関係）（日本産業規格A列4番）

縮約国資格受有者身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること)		性 別	
		男 女	
出生年月日	指定を受けようとする就業範囲		
年 月 日			
現 住 所			

(写 真)  
次のような写真を貼り付けること。

- 縦30mm  
横24mm
- 申請日前6月以内撮影
- 無帽、正面上三分身

(指定医師記入)

1. 視 力

裸 眼 視 力 (矯 正 視 力)	左 ( )	右 ( )	両眼 ( )
----------------------	----------	----------	-----------

2. 色 覚

正 常	パネルD-1.5 ( Pass / Fail )	そ の 他 ( )
-----	--------------------------	-----------

3. 聴 力

5 mの話し語の弁別	可 不可
------------	------

4. 疾 病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	勤務への支障
有 無		有 無

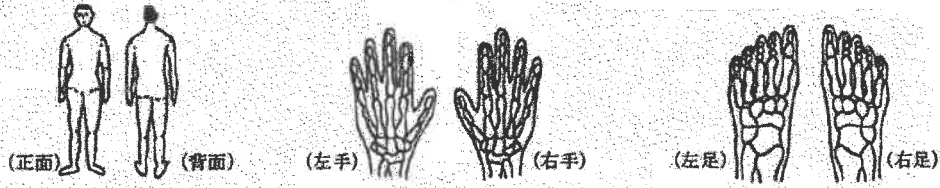
5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	
握 力 (手指に障害のある者の場合のみ記入)	
左	kg
右	kg

第十五号様式の二を次のように改める。

(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)  
切断部位は —、障害部位にはにより図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能に障害のある者の場合のみ記入)

① 関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない

② 障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

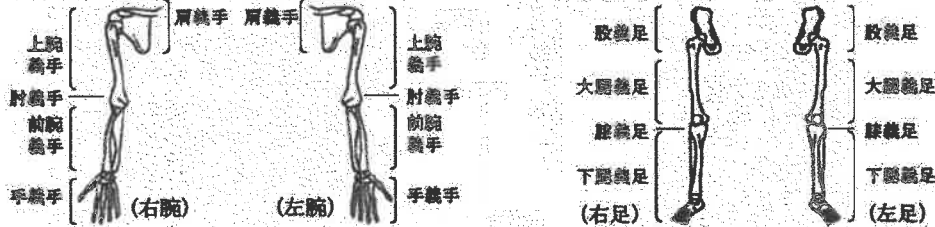
手 関 節	肘 関 節	肩 関 節
左 右	左 右	左 右
股 関 節	膝 関 節	足 関 節
左 右	左 右	左 右

③ 運動機能障害の程度 (膝関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入)

一般歩行	できる	できない
低重心歩行	できる	できない
跳 躍	できる	できない

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を [斜線] により図示すること。



6. 指定医師所見 (受検者の船舶職員としての勤務について指摘すべきことがあれば記入)

[Empty box for medical officer's observations]

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第3の検査項目について 年 月 日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

指定医師の氏名  
医療機関の名称、所在地及び連絡先

第十六号様式を次のように改める。

第16号様式(第65条の5関係)

(表)

	<p style="text-align: center;">締約国資格受有者承認証</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE ATTESTING THE RECOGNITION OF THE COMPETENCY OF THE HOLDER OF A CERTIFICATE ISSUED BY A PARTY TO THE INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978, AS AMENDED (THE STCW CONVENTION)</p> <p style="text-align: center;">日本国政府 THE GOVERNMENT OF JAPAN</p> <p style="text-align: center;">船員及び小艇船操縦者法(昭和28年法律第149号)第23条第7項において準用する第7条第1項の規定により交付する。 This Certificate is issued in accordance with the provision of paragraph 1, Article 7 of the law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951 which apply mutatis mutandis pursuant to paragraph 7, Article 23 of the said law.</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 印 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism</p>
--	---

210mm

148.5mm

297mm

148.5mm

第16号様式 (第65条の5関係)

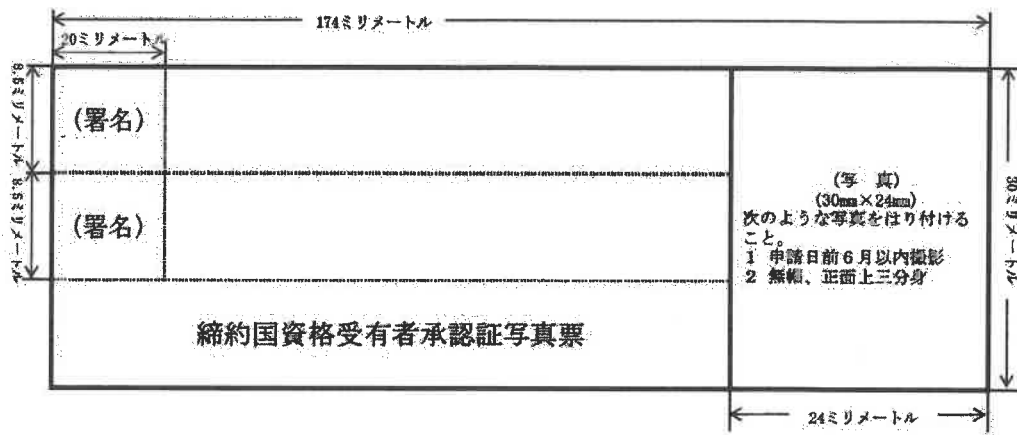
(兼)

承認証番号 Certificate No. _____		承認年月日 Date of recognition _____	
氏名 (性別) Name (Sex) _____		署名 (署名) (Signature)	
生年月日 Date of birth _____		写真 Photograph (30mm×24mm)	
本籍又は国籍 Nationality _____			
承認証交付年月日 Date of issue _____		承認証有効期間満了日 Date of expiry _____	
受有締約国資格証明書 Certificate issued by a party to the STCW Convention			
発給国名 Issuing party _____	証明番号 Certificate No. _____	CAPACITY _____	
証明書に付ける容量範囲 Authorized capacity _____	有効期間満了日 Date of expiry _____	LIMITATIONS APPLYING _____	
<p>船長職員及び小型船舶操縦者在第23条第1項の規定により、上記の者が船長職員になることを承認する。</p> <p>It is hereby recognized that the above-mentioned person may serve as Ship's Officer in the following capacity in accordance with the provision of paragraph 1, Article 23 of the law for Ship's Officers and Boat's Operators, 1951.</p> <p>指定容量範囲 Authorized capacity _____</p> <p>LIMITATIONS APPLYING _____</p>			
<p>備考 Note</p> <p>有効期間内であっても、締約国資格証明書が効力を失ったときには、この承認証も効力を失う。</p> <p>If the above-mentioned certificate issued by the party expires, this certificate shall also expire in spite of the available period of it.</p>			
148.5ミリメートル		297ミリメートル	

公の 印 JAPAN	
ENDORSEMENT ATTESTING THE RECOGNITION OF A CERTIFICATE UNDER THE PROVISIONS OF THE INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978, AS AMENDED	
The Government of JAPAN certifies that Certificate No. _____ issued to _____ by or on behalf of the Government of _____ is duly recognized in accordance with the provisions of regulation I/10 of the above Convention, as amended, until _____	
The lawful holder of this endorsement may serve in the following capacity or capacities specified in the applicable safe manning requirements of the Administration:	
CAPACITY _____	LIMITATIONS APPLYING _____
Note _____	
Endorsement No. _____	Issued on _____
公の 印 国土交通大臣 印 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism	
The original of this endorsement must be kept available in accordance with regulation I/2, paragraph 1, of the Convention while serving on a ship.	
Date of birth of the holder of the certificate: _____ Signature of the holder of the certificate: _____	
(署名) (Signature)	
148.5ミリメートル	

第17号様式 (第65条の6関係)



第十七号様式を次のように改める。

備考  
用紙は日本産業規格Z1583「印刷用粘着用紙」とする。















第23号様式(第80条、第85条、第99条関係)(日本産業規格A列4番)

### 小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること)		性 別
		男 女
出 生 年 月 日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格 又は受けようとする試験の種類	
年 月 日		
現 住 所		
番 ( )		

(写 真)

次のような写真をはり付けること。

1. 縦45mm～20mm  
横35mm～24mm
2. 申請日前6月以内撮影
3. 顔横、正面

(医師又は検査員記入)

1. 視 力

視 正 力 (矯正で可)	左	右
視 野 (矯正をしても一眼が0.5未満の音の音のみ記入)	左	右

2. 色 覚

(更新又は失効再交付の場合は記入不要)

正 常	そ の 他
-----	-------

3. 聴 力

5mの話し声の弁別	可	不可
上項の5mの話し声の弁別について「不可」の者にあつては汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不可

4. 疾 病


疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	業務への支障
有 無		有 無

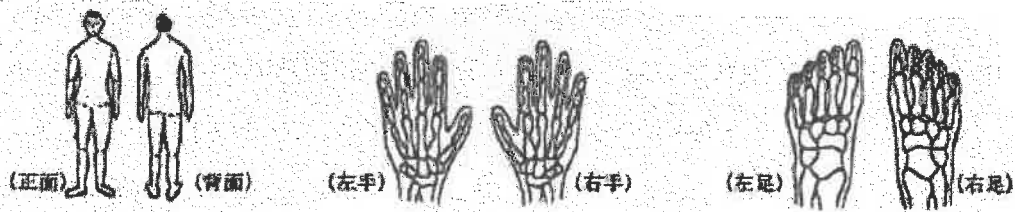
5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	
握力 (両手の手根に障害のある者の場合のみ記入)	左 握 右 kg

第二十三号様式を次のように改める。

(2) 身体機能の障害の部位（身体機能の障害がある者の場合のみ記入）  
 切断部位は\_\_\_\_、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能（身体機能に障害のある者の場合のみ記入）


①関節の屈伸

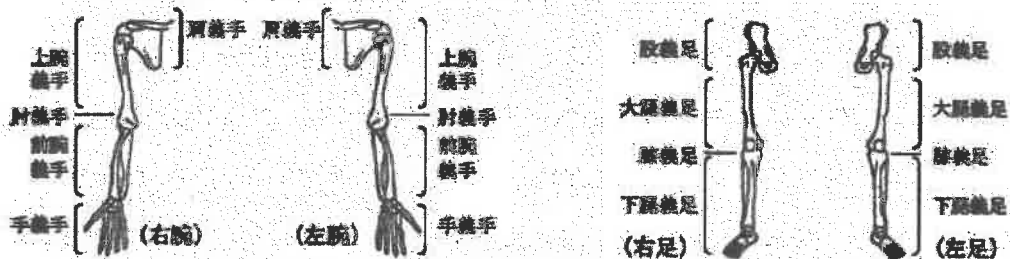
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩行	できる	できない

②障害のある関節（関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入）

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

(4) 義手義足（義手又は義足を装着している者の場合のみ記入）

義手義足を装着している部分を  により図示すること。



6. 医師又は検査員所見（受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入）

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第9の検査項目について 年 月 日検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

医師又は検査員の氏名

医療機関又は講習機関の名称

所在地及び連絡先









(航空法施行規則の一部改正)

第九条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>第十六条の七</b> 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上三分身を写した台紙に貼らないもの(縦三センチメートル、横二・四センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。)二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(技能証明の申請)</p> <p><b>第四十二条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真一葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 〆5 (略)</p>	<p><b>第十六条の七</b> 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・五センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。)二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(技能証明の申請)</p> <p><b>第四十二条</b> (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・五センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。)二葉を添付し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 〆5 (略)</p>

(気象業務法施行規則の一部改正)

第十条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(試験の申請)</p> <p>第十六条 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真</p> <p>2 (略)</p>	<p>(試験の申請)</p> <p>第十六条 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦五センチメートル、横五センチメートルの写真</p> <p>2 (略)</p>

(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)

第十一条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(運転免許の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(運転免許の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)  
 第十二条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。  
 第三十七条第一項第十号中、「上三分身」を削り、「三・六センチメートル」を「三・〇センチメートル」に改める。  
 第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第48条の13関係)

(表)

<p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運行管理者 試験受験申請書</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>収入 印紙</p> <p>受験番号※ 希望受験地</p> <p>郵便番号 住所</p> <p style="text-align: right;">電話(連絡先)</p> <p>(フリガナ) 氏 名 生年月日</p> <p style="font-size: small;">旅客自動車運送事業運行管理者試験を受け ないで、旅客自動車運送事業運輸規則第48 条の13第1項の規定により、別紙申請書添付し て申請します。</p>	<p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運行管理者 試験受験申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">受験番号※</td><td style="width: 50%;">※</td></tr> <tr><td>受 験 場 所</td><td>※</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td>※</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">試験実施日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">写真欄 写真の表面全体 にのりを付けて貼 ること。</p> <p style="text-align: center;">24</p>	受験番号※	※	受 験 場 所	※	氏 名	※	<p style="text-align: center;">(通知書)</p> <p style="text-align: center;">試験受験申請書</p> <p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運行管理者試験 結果通知書</p> <p style="text-align: center;">あなたの運行管理者試験の結果は次の とおりですから、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">合格年月日※</td><td style="width: 50%;">※</td></tr> <tr><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	合格年月日※	※	年 月 日	年 月 日
受験番号※	※											
受 験 場 所	※											
氏 名	※											
合格年月日※	※											
年 月 日	年 月 日											

(裏)

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p>	<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p>
---	---

- 注(1) ※の欄は記入しないこと。
- (2) 運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第十三条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第12号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(登録の申請)

第十四条の三 (略)

- 2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。
- 3 5 6 (略)

第十四条の五 (略)

- 2 前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。
- 3 (略)

(宅地建物取引士証の交付の申請)

第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用写真」という。)を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

2 5 4 (略)

(登録の申請)

第十四条の三 (略)

- 2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。
- 3 5 6 (略)

第十四条の五 (略)

- 2 前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。
- 3 (略)

(宅地建物取引士証の交付の申請)

第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用写真」という。)を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

2 5 4 (略)

(施工技術検定規則の一部改正)

第十四条 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第17号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(第一次検定の受検申請)

第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六條第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、

(第一次検定の受検申請)

第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六條第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号若しくは第二号ロに該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。)にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号若しくは第二号ロに該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)  
 第十五条 タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(登録申請書)

第三条 (略)

2 (略)

3 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。  
 第一の森井(その一)

登 録 申 請 書 (A)

登録番号				登録年月日		
運転免許証の番号				年	月	日
運転免許証の有効期限	年	月	日	運転免許証の種類	第1次種 第2次種 第3次種	
フリガナ				年	月	日
氏名				年	月	日
住所コード	フリガナ			年	月	日
住所				年	月	日
電話番号				年	月	日
登録者コード	氏名(フリガナ)			年	月	日
登録者				年	月	日

(登録申請書)

第三条 (略)

2 (略)

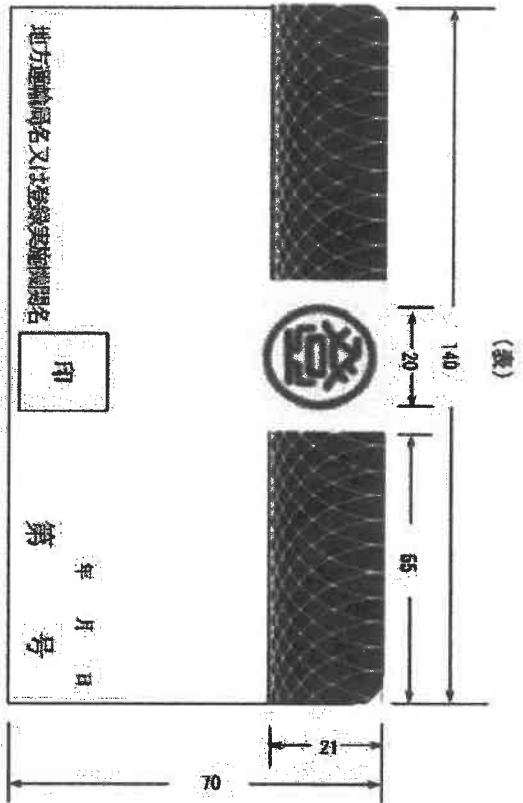
3 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した五センチメートル平方形の単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。  
 第一の森井(その一)

登 録 申 請 書 (A)

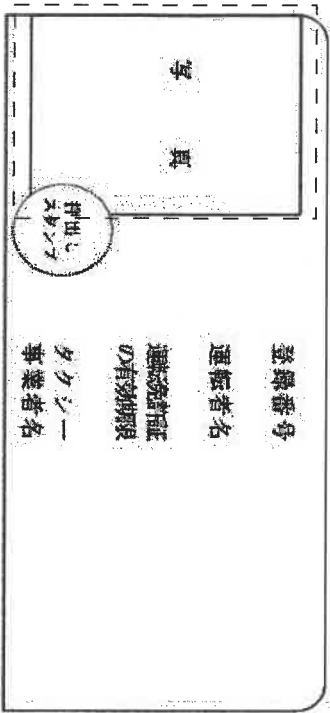
登録番号				登録年月日		
運転免許証の番号				年	月	日
運転免許証の有効期限	年	月	日	運転免許証の種類	第1次種 第2次種 第3次種	
フリガナ				年	月	日
氏名				年	月	日
住所コード	フリガナ			年	月	日
住所				年	月	日
電話番号				年	月	日
登録者コード	氏名(フリガナ)			年	月	日
登録者				年	月	日



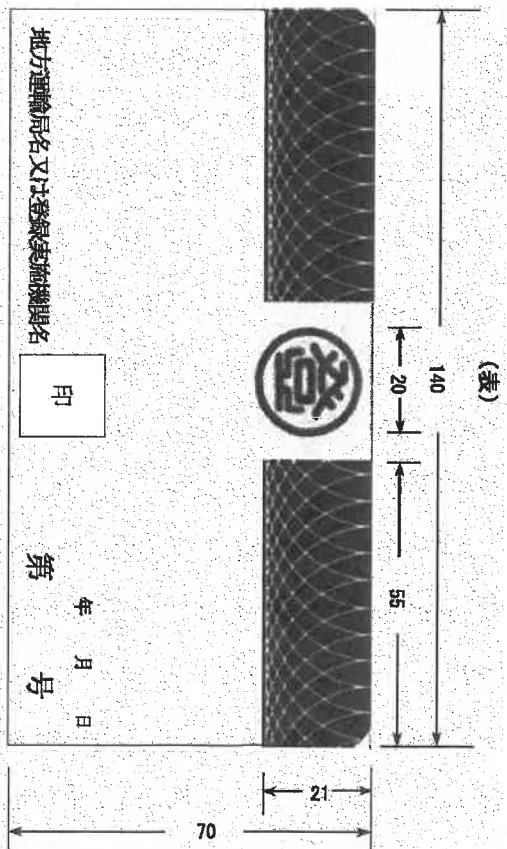
第八号様式



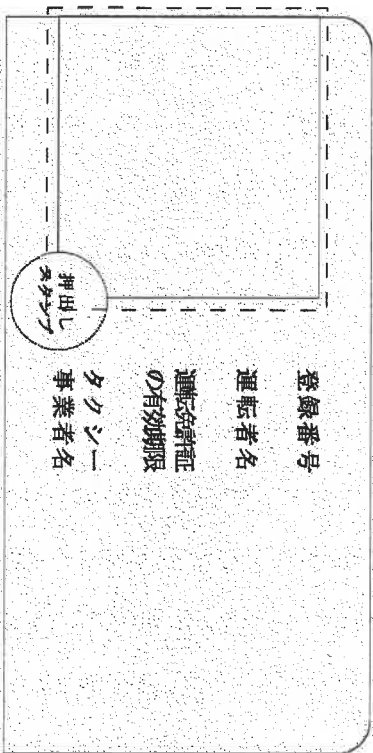
(裏)



第八号様式



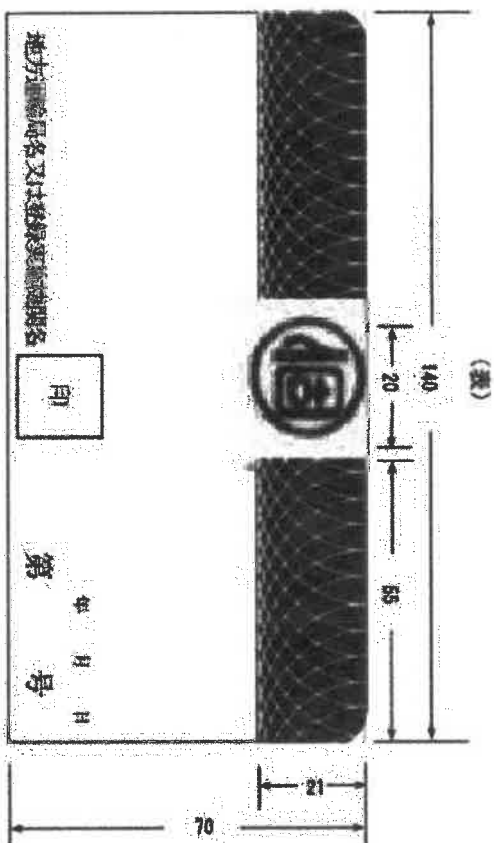
(裏)



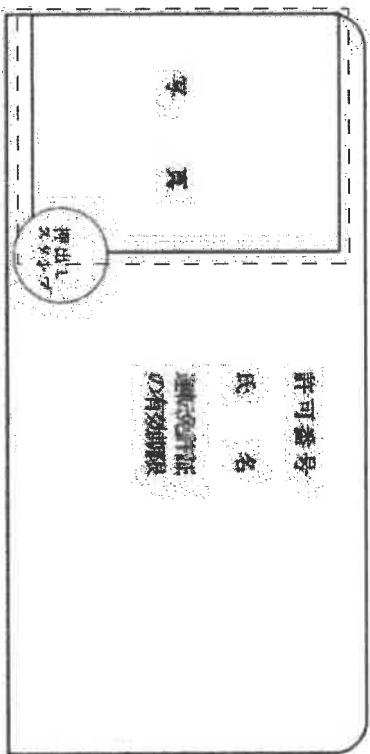
注 (略)

注 (略)

第十三号様式

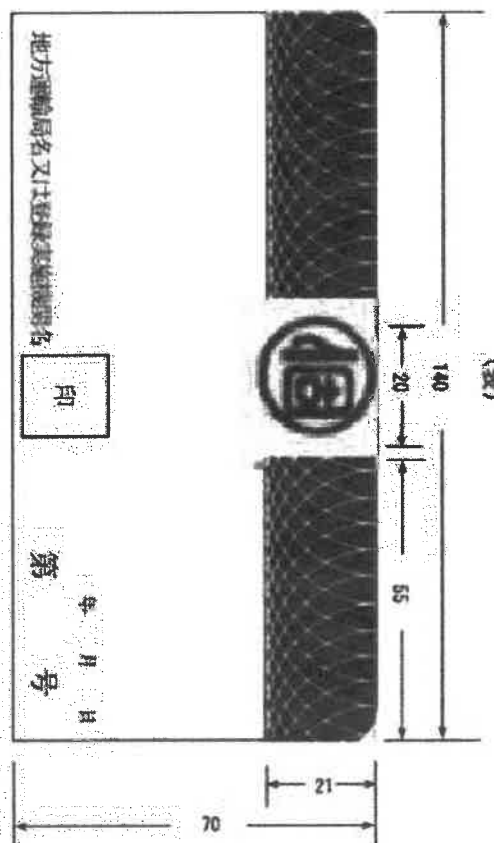


(裏)

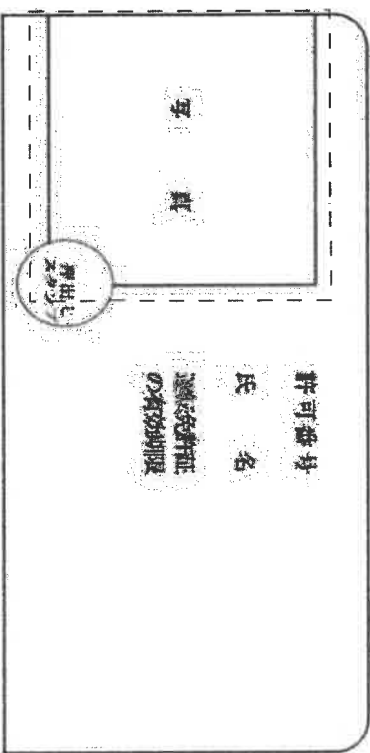


注 (略)

第十三号様式



(裏)



注 (略)

(旅行業法施行規則の一部改正)  
 第十六条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

第十号様式(第二十七条の七関係)

**旅行業務取扱管理者証**

氏名 ( 年 月 日生) 所属営業所

(写 真)

( 年 月撮影)

総合旅行業務取扱管理者  
 で  
 上記の営業所に所属する  
 国内旅行業務取扱管理者  
 地域限定旅行業務取扱管理者  
 あることを証する。

(発行日) 年 月 日

旅行者又は旅行者代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

第十号様式(第二十七条の四関係)

**旅行業務取扱管理者証**

氏名 ( 年 月 日生) 所属営業所

(写 真)

( 年 月撮影)

総合旅行業務取扱管理者  
 で  
 上記の営業所に所属する  
 国内旅行業務取扱管理者  
 地域限定旅行業務取扱管理者  
 あることを証する。

(発行日) 年 月 日

旅行者又は旅行者代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

第十一号様式(第二十八条関係)

**外務員証**

氏名 ( 年 月 日生) 所属営業所

(写 真)

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する外務員であることを証する。

旅行者又は旅行者代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

第十一号様式(第二十八条関係)

**外務員証**

氏名 ( 年 月 日生) 所属営業所

(写 真)

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する外務員であることを証する。

旅行者又は旅行者代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

(土地区画整理士技術検定規則の一部改正)  
 第十七条 土地区画整理士技術検定規則(昭和五十七年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(受験申請)</p> <p>第三条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による土地区画整理士技術検定受験申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(土地区画整理士技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関)に提出しなければならない。</p> <p>一五 (略)</p> <p>六 申請前六月以内に、脱帽して正面から写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受験申請)</p> <p>第三条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による土地区画整理士技術検定受験申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(土地区画整理士技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関)に提出しなければならない。</p> <p>一五 (略)</p> <p>六 申請前六月以内に、脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル横四センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>
<p>(浄化槽設備士に関する省令の一部改正)</p> <p>第十八条 浄化槽設備士に関する省令(昭和五十九年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。    次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p>改正後</p> <p>(受験申請)</p> <p>第十条 試験を受けようとする者は、受験申請書に、第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第四号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第二号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(受験申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する学校を卒業したこと及び指定学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができる正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを</p>	<p>改正前</p> <p>(受験申請)</p> <p>第十条 試験を受けようとする者は、受験申請書に、第八条第一号から第三号までの一に該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第四号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第二号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(受験申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 第八条第一号から第三号までの一に該当する学校を卒業したこと及び指定学科を修めたことを証する証明書(その証明書を提出することができる正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを</p>

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)  
第十九条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第32条関係)

(表)

<p style="text-align: center;"><b>運行管理者試験受験申請書</b></p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">       収入 印紙     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">       受験番号 ※ 希望受験地     </div> <p>郵便番号 住所</p> <p style="text-align: right;">電話(連絡先)</p> <p>(フリガナ) 氏名 生年月日</p> <p style="font-size: small;">運行管理者試験を受けたいので、貨物自動車運送事業輸送安全規則第32条第1項の規定により、別紙郵券を添付して申請します。</p>	<p style="text-align: center;">試験受験申請書照会履歴</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr><td>※</td><td>受験番号</td><td>※</td></tr> <tr><td>※</td><td>希望地</td><td>※</td></tr> <tr><td>※</td><td>住所</td><td>※</td></tr> <tr><td>※</td><td>氏名</td><td>※</td></tr> <tr><td>※</td><td>性別</td><td>※</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">あなたの運行管理者試験の結果は次のとおりです。通知します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">       試験実施日 年月日     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">       写真貼 写真の裏面全体にのりを付けて貼ること。     </div> <p style="text-align: center;">合格年月日 ※</p> <p style="text-align: center;">年月日</p>	※	受験番号	※	※	希望地	※	※	住所	※	※	氏名	※	※	性別	※	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
※	受験番号	※															
※	希望地	※															
※	住所	※															
※	氏名	※															
※	性別	※															
<p style="text-align: center;">写真貼</p> <p style="text-align: center;">写真の裏面全体にのりを付けて貼ること。</p>	<p style="text-align: center;">試験実施日</p> <p style="text-align: center;">年月日</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>															

注 (1) ※の欄は記入しないこと。

(2) 運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。

(3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p><b>第七十三条</b> 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」という。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p><b>第七十三条</b> 法第六十条第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」という。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第二十一条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

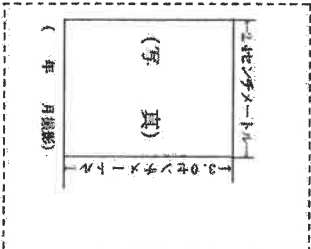
改正後	<p>(帳簿の備付け)</p> <p><b>第九条</b> 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(帳簿の備付け)</p> <p><b>第九条</b> 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、上半身、無帽、正面、無背景の縦三・六センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真をはり付けた運転代行業務従事者の名簿</p> <p>2 (略)</p>

第二十二條 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

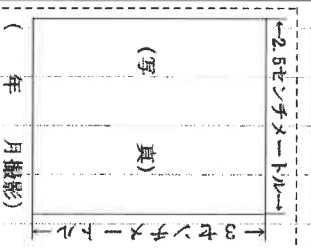
改正後

改正前

別記第二号様式（第九条の二関係）

 <p>(写真)</p> <p>(年 月撮影)</p>	<p>観光圏内限定旅行業務取扱管理者証</p>
氏 名	( 年 月 日生)
所属営業所	
<p>上記の営業所に所属する観光圏内限定旅行業務取扱          管理者であることを証する。</p>	
(発行日)	年 月 日
<p>観光圏内限定旅行者(代理業者)の氏名又は名称          主たる営業所の所在地          代 表 者 氏 名</p>	

別記第二号様式（第九条の二関係）

 <p>(写真)</p> <p>(年 月撮影)</p>	<p>観光圏内限定旅行業務取扱管理者証</p>
氏 名	( 年 月 日生)
所属営業所	
<p>上記の営業所に所属する観光圏内限定旅行業務取扱          管理者であることを証する。</p>	
(発行日)	年 月 日
<p>観光圏内限定旅行者(代理業者)の氏名又は名称          主たる営業所の所在地          代 表 者 氏 名</p>	

(国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)  
 第二十三条 国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年国土交通省令第四十号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記第二号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者証

氏 名 ( 年 月 日生)

所属営業所

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。  
(発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行者代理業者の氏名又は名称  
主たる営業所の所在地  
代 表 者 氏 名

別記第二号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者証

氏 名 ( 年 月 日生)

所属営業所

( 年 月撮影)

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。  
(発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行者代理業者の氏名又は名称  
主たる営業所の所在地  
代 表 者 氏 名



第二十四条 小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記第四号様式（第十条関係）

別記第四号様式（第十条関係）

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証

氏 名 ( 年 月 日生 )

所属営業所

( 年 月撮影 )

上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

(発行日) 年 月 日

小笠原諸島内限定旅行業務代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

別記第四号様式（第十条関係）

別記第四号様式（第十条関係）

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証

氏 名 ( 年 月 日生 )

所属営業所

( 年 月撮影 )

上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

(発行日) 年 月 日

小笠原諸島内限定旅行業務代理業者の氏名又は名称  
 主たる営業所の所在地  
 代 表 者 氏 名

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。  
 (経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

